

一般質問の持ち時間及び議案質疑における質疑の回数等について

1. 一般質問の持ち時間について

(内容)

- ・一般質問（個人一般質問及び委員会代表質問）の議員の持ち時間を 20 分から 30 分に変更する
- ・質問時間は答弁時間を含め原則 40 分から 60 分に変更する
- ・「個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について」を改正する
- ・「浜田市議会申し合わせ事項」を改正する（必要事項を改正する）
- ・「委員会代表質問実施要領」において、委員会代表質問の時間は、個人一般質問と同様とすると定めているため、改正は不要

◆個人一般質問の対面型・一問一答方式の導入について

現在	改正案
4. 質問時間、回数について ① 一人当たりの持ち時間は、一定例会議ごとに <u>20分</u> とする。	4. 質問時間、回数について ① 一人当たりの持ち時間は、一定例会議ごとに <u>30分</u> とする。

◆浜田市議会申し合わせ事項 「会議規則関係」第7節 発言(P9)

現在	改正案
(個人一般質問) 1～8 [略] 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき20分とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。(R4.7.13修正) 10～13 [略] 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を原則40分とする。(H28.11.25修正) (R4.7.13修正)	(個人一般質問) 1～8 [略] 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき <u>30分</u> とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。(R4.7.13修正) (R6.4.19修正) 10～13 [略] 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を原則 <u>60分</u> とする。(H28.11.25修正) (R4.7.13修正) (R6.4.19修正)

2. 議案質疑における質疑の回数等について

(内容)

- ・1 議題につき 3 回までとする回数制限をなくす
- ・一問一答とする
- ・「浜田市議会申し合わせ事項」を改正する（必要事項を改正し、より明瞭な表現とする）

◆浜田市議会申し合わせ事項 「会議規則関係」第 7 節 発言 (P8)

現在	改正案
<p>(質疑)</p> <p>1 質疑の回数は 1 議題につき 3 回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。</p> <p>3 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に<u>基本的な考え</u>を質す場合を除き、質疑は委員会で行う。</p>	<p>(質疑) 【案 1】</p> <p>1 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。</p> <p>2 質疑の回数は制限しないが、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。</p> <p>3 質疑は一問一答とする。</p> <p>4 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の<u>考えや方針</u>を質す場合を除き、質疑は委員会で行う。</p> <p>5 予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の<u>考えや方針</u>を質す場合を除き、予算決算委員会で行う。</p>
	<p>(質疑) 【案 2】</p> <p>1 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。</p> <p>2 質疑の回数は制限しないが、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。</p> <p>3 質疑は一問一答とする。</p> <p>4 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の<u>考えや方針</u>を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。</p> <p>5 予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の<u>考えや方針</u>を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。</p>

※2 案列記しているが、項目の 4 と 5 の表現について、よりわかりやすい表現の方に改正

〔参考〕 浜田市議会会議規則**(発言の通告及び順序)**

第 50 条 会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

(発言内容の制限)

第 54 条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言の時間及び回数制限)

第 55 条 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。

2 議長は前項の制限について、出席議員 4 人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

付記事項	報酬等審議会からの要請(概要)	検討項目	これまでに各会派から議運で出た改善案	議会事務局からの補足	会派の意見(記入欄)
(1)	執行率が低い議員がいる。積極的に活用してほしい。	積極的な会派活動・議員活動について	①年間の「会派活動計画書」を事前に提出することにより、視察等の予定を議員間で共有し、場合によっては会派を越えて共同で勉強会や視察を積極的に行う。 ②議会の年間会議日程を早めに情報提供してもらい、議員または会派等による視察や研修等を計画的に行い、調査活動を充実させる。 ③オンラインによる研修会や講演会を積極的に活用する。	①「会派活動計画書」を提出するとした場合、年度末に計画に対する「活動報告書」は不要でしょうか。 ②年間の会議日程はタブレットに配信済みで、変更があれば定例会議ごとに更新しています。またLINE WORKSのカレンダーにも各種予定を入力しています。	【山水海】 年間の「会派活動計画書」を事前に提出することにより、視察等の予定を議員間で共有し、場合によっては会派を越えて共同で勉強会や視察を積極的に行う。なお、活動報告においても必要と考える。 【超党みらい】 ①個々の議員の事情により視察等の時期や場所等を年度当初に互いに情報共有できる内容まで確定させることは困難であるため「会派活動計画書」の提出は難しい。 ②すでに実行できているように研修・視察などの計画や情報は、会派内外で互いに共有され会派を超え問題意識を共有した議員同士で積極的に行動できている。今後も会議日程等をタブレットのLINEWORKSに適宜更新して日程調整しやすい環境を整えるようにする。 【創風会】 積極的に活用を行う。 議員の個人の勉強にとどまらないようにし、市民のために大いに活用する。 【公明クラブ】 ○政務活動費は議員個人に対して支給されるものなので、会派計画書については、各会派の判断で行っていただけは良いと考える。 ○議会日程についてはこれまでも決まり次第示されている。会派を越えての視察・研修への参加は以前から行われているので、これまで同様に実施していただきたいと思う。 ○オンラインの研修・講演会は経費が少なくて済むことから、積極的に活用したいと思う。
(2)	対象経費や支給要件等について検討してほしい。	対象経費・支給要件について	①現在の対象経費や使途基準を再度確認し、見直しを検討する。 ②議員活動の報告チラシ等を対象とする。(広報費の導入) ③議員の事務手続が煩雑になりすぎないように配慮する必要がある。	①「政務活動マニュアル」をリニューアルしましたので、現在の対象経費や支給要件等をご確認いただき、必要な事項があれば積極的な提案をお願いします。	【山水海】 対象経費や使途基準の見直しとして、議員活動の報告チラシ等を対象とする。(広報費の導入) 【超党みらい】 ①まずは改定「政務活動マニュアル」に沿った実施を試みる。見直し等は実施してみたその後の協議と認識する。 ②SNSの活用で十分対応できるのではないかと。 ③透明性や説明責任を担保した上で、煩雑にならないよう活用しやすさを追求し、意義ある活動につなげたい。 【創風会】 使い方について明確な手順を踏めば現行どおりで問題ない。 【公明クラブ】 ○対象経費・支給要件については、現時点で見直しが必要とは考えていない。 ○報告チラシについては議会改革でも検討されて、グレーな部分があることからそのままとなっている。対象とするための注重点や目的などを検討を行うことはあってもいいと考える。 ○手続きについては、必要なことには対応すべき。
		支払方法について	①現在の半期ごとの精算払を、年度当初の概算払(前払)に変更する。 ②現在の半期ごとの精算払を、4半期ごとの年4回の精算払に変更する。	①監査委員からの指摘を受けて検討した結果、令和元年度から精算払としています。 ②報酬等審議会では「政務活動費を増額しても、その額がそのまま議員に支給されるわけではなく、厳密に審査をして適切なものだけを後払で支給している」ということを説明し、公正性・透明性の高さを委員から認めていただきました。 ③前払に変更するためには条例の改正が必要である。 ④前払の場合、使わなかった金額を戻入していただく必要があります。 ⑤精算払の期数の変更については、条例改正は不要で、規則改正で対応できます。	【山水海】 監査委員からの指摘理由を今一度確認し、現在の半期ごとの精算払を、年度当初の概算払(前払)に変更する。 【超党みらい】 ①前払は政務活動費の活用を促すことにつながると考える意図は理解できるが、現状にした経緯を踏まえると現行のまま精算払でないと市民の理解が得られない。 ②四半期ごとの精算払は、事務局の負担になる。6年度は現行のままとし7年度以降の検討がよい。 【創風会】 4半期ごとの精算払にしてはどの意見もあり。 【公明クラブ】 ○支払方法については、報酬等審議会でも問題とならなければ前払にしても良いのではないかとと思う。 ○一方で、前払にするためには条例改正が必要なことから、まずは4半期ごとの精算払で様子を見てほしいと考える。
	特に視察や研修について、どのように議員活動に反映されたかがわかるように検討してほしい。	報告書等について	①視察や研修の成果を活動に繋げるため、実施の目的とその必要性について説明責任を果たせるような報告書を提出する。 ②報告書の中の所感で「一般質問で取り上げたい」、「委員会提案協議してみたい」など、具体的な活用方針を記述する。 ③収支報告書に添付する使途一覧の備考欄に目的を書くなど、記載項目を増やす。 ④年度末に提出する収支報告書に活用方法や結果・成果があれば記載できるような様式にする。	①現在の活動申請書・活動報告書の様式は、「政務活動マニュアル」をご参照ください。 ②報告書の様式自体を変更する必要があるのか、議員の報告書の記述の仕方を工夫すればよいのかご意見をください。(※報告書の様式変更は細則変更のため議会運営委員会で語って決定する。) ③活動申請書の「目的・研修事項」の記入欄を2つに分け、視察等の目的をより明確にする方法も考えます。 ④活動報告書の「調査研究活動の概要」欄は、「別紙のとおり」として詳細な報告書を添付される場合が多いですが、この報告書に必ず記載すべき事項を決めておく方法もあると考えます。	【山水海】 視察や研修の成果を活動に繋げるため、実施の目的とその必要性について説明責任を果たせるような報告書を提出する。なお、報告書について、議員の報告書の記述の仕方を工夫すればよいと考える。 【超党みらい】 研修においてはテーマや論点を学びそれを市政に活かすこと、視察においては視察地などと浜田市を比較して浜田市に生かす取り入れるべきことなどを報告書に具体的に記述するように、より配慮した記載にすることで十分対応できる。よって、報告書の様式を変更したり新たな用紙を添付する必要性はない。 【創風会】 議員活動に反映するための費用であり、「何へ反映させる、または反映させた。」の報告は必要。 【公明クラブ】 ○説明責任を果たせるようにすることは当然のことであり、報告書で取扱いについても記載すべきと思う。 ○活動申請書の目的と研修事項を別にすることで、目的をより詳しく記載することが望ましいと考える。また、申請書の1~3の項目は報告書と同じものとし、議員によって書き方が違うことから、記載事項を検討して統一すべきと考える。 ○収支報告書の提出と併せて、各使途別に活用方法や経過や結果等を示すことは、市民により分かりやすくなることから、収支報告書の添付資料を横長に変更して項目を増やすか、別紙を設けてはと思う。

議会に係る手続のオンライン化について

1 オンライン化の対象となる手続

(1) 地方自治法改正の対象となる手続

当事者	手続の内容	根拠規定（地方自治法）	オンライン化根拠規定（地方自治法）	対応する会議規則等
会派又は議員→議長	政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出	第100条第15項	第100条第15項 (条例の定めるところによりオンライン化可能とする規定)	※1
議長→長	会議録の書面の写し又は電磁的記録を添えた会議結果の報告	第123条第4項	第123条第4項	会議規則のオンライン化に係る規程
委員会→議会	委員会による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第109条第6項及び第7項	第138条の2第1項	会議規則
議員→議会	議員による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第112条第1項及び第3項	第138条の2第1項	会議規則
請願者→議会	請願書の提出	第124条	第138条の2第1項	会議規則
議会→国会	意見書の提出（国会宛）	第99条	第138条の2第2項	国会事務局の定め
議会→議員	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第118条第1項後段及び第6項	第138条の2第2項	会議規則（委任規定新設） ※2
議会→議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	第127条第1項及び第3項	第138条の2第2項	会議規則（委任規定新設） ※2
議長→議員	欠席議員に対する招状の発出	第137条	第138条の2第2項	会議規則のオンライン化に係る規程

※1 ①執行機関のオンライン手続条例を改正し該当する条例を対象に追加、②議会独自のオンライン手続条例を制定、③個別の条例を改正（例：政務活動費条例の一部改正）の3つの方法が考えられます（令和5年11月6日付け全国市議会議長会発出事務連絡）。

※2 議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付及び議員の資格決定に係る決定書の交付のオンライン化については、地方自治法の委任を受けた同法施行規則の規定により議会（会議規則）に委任されているため、会議規則に議長への委任規定を設け、議長が定める規程でオンライン化する整理としています。

(2) 標準会議規則のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続（オンライン委員会に関するものは除く）

〔注〕「オンライン化」とはインターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法を利用可能とすることであり、「デジタル化」とはオンライン化も含むデジタル技術を利用する方法一般を言います。したがって、議会・議長等による作成又は保存の規定については「デジタル化」となります。委員会条例も同様です。

当事者	手続の内容	根拠規定（標準会議規則）	オンライン化根拠規定（標準会議規則）
議員→議長	本会議の欠席届	第 2 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	出席催告	第 13 条	第 167 条の 2 第 2 項
議員→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第 14 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
委員会→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第 14 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	修正の動議の提出	第 17 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	議事日程の配布	第 20 条本文	第 167 条の 2 第 2 項
—	選挙関係書類の文書等による作成及び保存	第 33 条	第 167 条の 3 第 1 項
議員→議長	発言通告書の提出	第 51 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	一般質問の要旨の通告	第 62 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	答弁書の配布	第 66 条	第 167 条の 2 第 2 項
住民→議長	公聴会における意見を述べようとする者の申出	第 79 条	第 167 条の 2 第 1 項
公述人→議会	議会が許可した場合における文書による意見陳述	第 83 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→議員	配布用会議録の配布	第 86 条	第 167 条の 2 第 2 項
—	会議録署名議員	第 88 条	第 167 条の 3 第 1 項
委員→委員長	委員会の欠席届	第 91 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
委員会→議長	派遣承認要求書の提出	第 106 条	第 167 条の 2 第 1 項
議員→委員長經由→議長	少数意見報告書の提出	第 108 条第 2 項	第 167 条の 2 第 1 項
委員会→議長	委員会報告書の提出	第 110 条	第 167 条の 2 第 1 項
委員長→委員	答弁書の配布	第 125 条	第 167 条の 2 第 2 項
議長→議員	請願文書表の配布	第 140 条第 1 項	第 167 条の 2 第 2 項
議長→議員	請願文書表の配布	第 141 条第 1 項	第 167 条の 2 第 2 項
住民→議会	陳情書等提出及び陳情文書表等の文書等による配布	第 145 条	第 167 条の 2 第 1 項
議長→副議長	辞表の提出	第 146 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
副議長→議長	辞表の提出	第 146 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	辞表の提出	第 147 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	資格決定要求書及び証拠書類の提出	第 148 条	第 167 条の 2 第 1 項
議員→議長	懲罰動議の提出	第 160 条第 1 項	第 167 条の 2 第 1 項

(3) 標準委員会条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる手続（オンライン委員会に関するものは除く）

当事者	手続の内容	関連規定
意見を述べようとする者→委員会	意見を述べようとする者の申出	第 24 条第 2 項
公述人→委員会	代理人又は文書等による意見の陳述	第 28 条
—	委員会記録の作成	第 30 条第 3 項

（参考）用字用語の解説等

法律や条例での用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があります。

例えば、「コンピュータ」という言葉は、どのような機器を指すのか、その境界が曖昧であり、技術的中立性に配慮（将来生まれるだろう新たな技術形式も扱えるよう、条文ではあえて抽象的な表現が用いられる）するため、法律用語としては「電子計算機」という用語が使用されています。

同様に、「インターネット」は、複数のコンピュータネットワークを相互接続することで構成されるものであるため、法律用語としては「電子情報処理組織」という用語が使用されています。

このように、法律用語は、正確さを重視するため、一般的な用語とは異なる場合があるため、以下に主な用語が何を指すかを解説します。

- ・電子計算機：パソコン、スマートフォン、タブレット等CPUが搭載された機器
- ・電子情報処理組織：インターネット、LAN等
- ・電磁的記録：（デジタル）データ
- ・電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

（協議等の場の開催方法の特例）

第百六十六条の二 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第八章 議員の派遣

（議員の派遣）

第百六十七条 法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第九章 補則

（電子情報処理組織による通知等）

第百六十七条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、**議長が定める電子情報処理組織**（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、**議長が定める電子情報処理組織**を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の**議長が定める方式**による表示をする場合に限る。
- 3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（（日程の作成及び配布））、第六十六条（（答弁書の配布））、第八十六条（（会議録の配布））、第二百二十五条（（答弁書の配布））、第一百四十条（（請願文書表の作成及び配布））第一項及び第一百四十一条（（請願の委員会付託））第一項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を**議長が定める方法**により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、**議長が定める電子情報処理組織**を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第六十七條の三 この規則の規定（第二十八條（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第一項（第七十四條（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（会議規則の疑義に対する措置）

第六十八條 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。

附 則

この規則は、 年 月 日から施行する。

別表（第六十六條関係）

名称	目的	構成員	招集権者

○標準市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（例）

（趣旨）

第一条 この規程は、〇〇市議会会議規則（昭和〇年〇月〇日議会規則第〇号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議規則第百六十七条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第三条 会議規則第百六十七条の二第一項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第四条 会議規則第百六十七条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長が定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第六条、第十一条第二号及び第十二条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長が指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第五条 会議規則第百六十七条の二第二項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第六条 議会等は、会議規則第百六十七条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第百六十七条の二第二項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長が定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第百六十七条の二第四項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第百六十七条の二第五項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第百六十七条の二第六項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第百六十七条の三第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八条第六項(同法第二百二十七条第三項の規定により準用される場合を含む。)、第二百三十三条第四項及び第百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第五条((議会等からの通知に係る電子情報処理組織))から第十一条((通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合))までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第百六十七条の二及び第百六十七の三の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

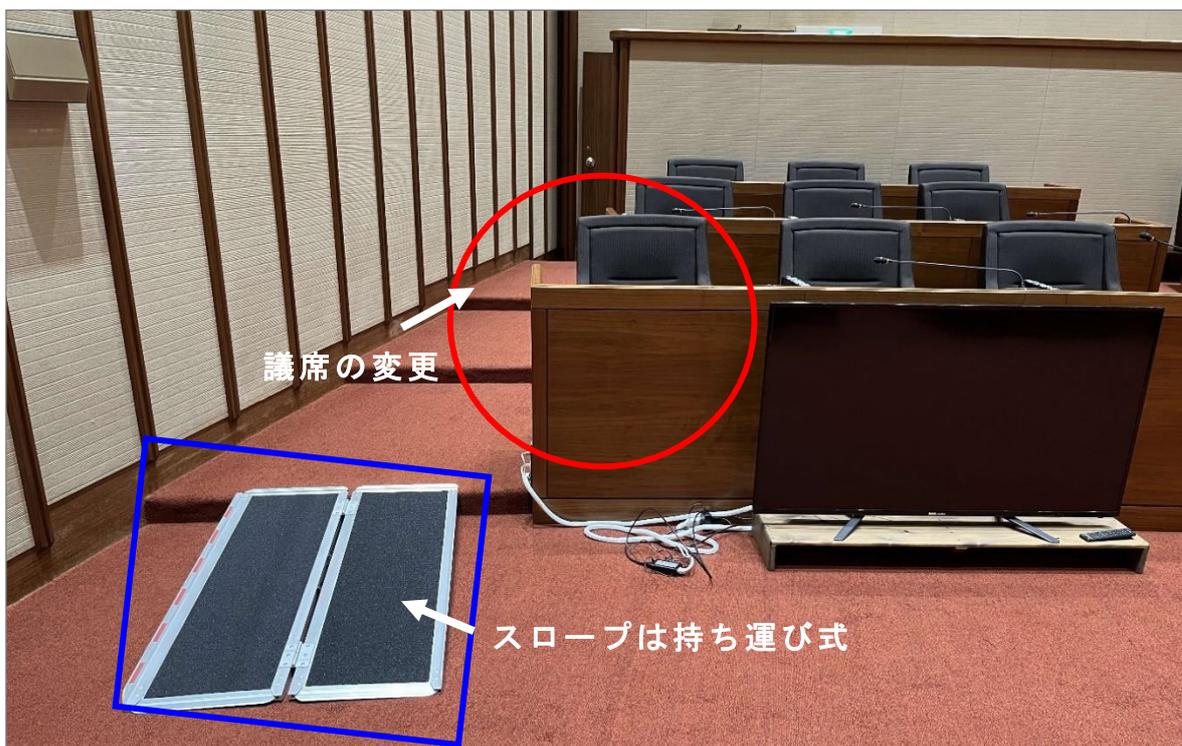
附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

議場における車いす用スロープの整備について (議会のバリアフリー化)

1 車いす用スロープ

- ・ 議員が議場において車いすが必要となった場合を想定し、車いす用スロープを整備した。
- ・ 持ち運び式で不要な際は折りたたんで収納する。



2 議席の変更

- ・ 議場内に入出りがしやすく、スペースを確保できる位置にある既存の席（現在使用していない席）を活用する。
- ・ 車いすを利用する場合は、既存の座席を撤去する。
- ・ 議席番号は変更しない。

3 その他

議席を変更する場合は、議長が本会議で変更を報告する。

【参考】浜田市議会会議規則第3条第3項

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

議会運営委員会主催議員研修会について

本市議会においては、議員の資質向上を図ることを目的に毎年議員研修会を実施しており、本年度第1回目の研修会を下記のとおり開催します。

記

- 1 開催日時 令和6年6月11日(火) 午後1時30分～午後3時30分
120分(講演90分、質疑30分)
- 2 会場 全員協議会室
- 3 研修概要
 - (1) 講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 氏
(元三重県議会事務局次長)
 - (2) 研修内容(予定)
 - ①質問と質疑の違いについて
 - ②効果的な自由討議の在り方について
(一般質問で議員が政策提案した事項を、議会で自由討議のテーマにして議論し、議会からの政策提案にするという議会の政策サイクル等)
 - ③議会による事務事業評価について
 - ④その他

【講師プロフィール】

1979年 三重県庁入庁

2002年4月～2011年3月 三重県議会事務局

政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、
総務課長、次長を歴任。

2006年 議会基本条例制定を担当(都道府県議会で最初の制定)

2014年3月 三重県庁を退職

2014年4月 三重県地方自治研究センター上席研究員に就任

2020年4月 自治体議会研究所代表に就任

議会傍聴者へのアンケート結果(令和6年3月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R6.3月 定例会議	33	2月27日	50代	市内(三隅地域)	今回初めて	議会や市政に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった		平日なので、傍聴していたのが2名でした。	もっとスピード 結果を出すべきでは。その他、トイレを洋式にしてください。
	34	3月1日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった	市民のご意見や議員ご本人の問題意識がしっかり反映されている。他の市町のことはよくわかりませんが浜田市の二元代表制はかなり機能している。 ⇒市政に関心の低い市民の意見をどう反映するか。	よくわかった	議員ご質問の背景も含めた執行部回答で、よくわかりました。	山陰中央新報の報道もあり、三桜酒造跡地利用の話題が私の周辺でも多少盛り上がっています。いずれの利用形態になるにせよ「あんなもんはいらない」という「はこもの」全般への否定的ご意見の市民も含め、「市民の宝」となるような活用策の合意形成を慎重にお願いします。 ・2,000人対象アンケートの回収数の明記がないような。 ・中ホールを望む市民も少なくないようですが、神楽とは音響が異なるとか、天蓋をどうするか、夜間騒音(神楽も)の懸念も。 ・現存酒蔵の市民見学会のご予定はありませんか…	明治浜田地震は震度7程度だったらいいです。1月の能登半島地震では下水道の損壊もあってトイレが使用できない問題がありました。水洗の水は川から汲めます。令和4年9月定例会議の補正予算の反対討論でも公共下水道より合併浄化槽のほうが被害が少ない趣旨の討論でした。計画されている下水道の耐震が心配です。